

文京区立千駄木小学校等
改築基本構想検討委員会
報 告 書

令和6年3月

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会報告書

目 次

I	はじめに	1
1	施設整備の必要性	1
2	検討委員会の目的	1
II	敷地等の現状	2
1	敷地の概要	2
2	敷地条件等	2
III	施設整備の基本理念	3
1	基本構想検討に当たっての考え方	3
2	施設整備の基本理念	4
	（１）多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校・幼稚園づくり	4
	（２）健康的で安全な学校・幼稚園づくり	4
	（３）地域に開かれた学校・幼稚園づくり	5
IV	施設全体の整備方針	5
1	校舎の整備方針	5
2	体育館及びプールの整備方針	6
V	必要諸室等についての考え方	6
1	千駄木小学校及び文林中学校について	6
	（１）普通教室等について	6
	（２）特別教室等について	7
	（３）管理諸室について	8
	（４）体育館、プール及び武道場（中学校）について	9
	（５）運動場（校庭）について	9
	（６）避難所機能について	10
2	千駄木幼稚園について	10
	（１）園舎について	10

(2) 園庭等について	11
3 育成室について	11
VI その他.....	12
(1) 豊かな生活環境の確保について	12
(2) 歴史と伝統の継承について	12
(3) 地域への配慮について	12
(4) 安全性への配慮について	12
(5) 環境への配慮について	13
VII 工事期間中の対応等について	14
1 千駄木小学校及び文林中学校について	14
(1) 仮設校舎について	14
(2) 運動場（校庭）及びプールについて	14
(3) 体育館について	14
(4) 給食室について	15
2 千駄木幼稚園について	15
3 育成室について	15
4 工事期間中の配慮について	15
(1) 幼児・児童・生徒への配慮	15
(2) 周辺地域への配慮	15
VIII 千駄木小学校等の施設整備に向けて	16
1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について	16
2 基本設計・実施設計に向けて	16
3 想定スケジュール	16
 【資料第1号】文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱	17
【資料第2号】文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿	19
【資料第3号】文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会開催経過	22

I はじめに

1 施設整備の必要性

千駄木小学校の前身である「東京市千駄木尋常小学校」は明治 42 年に開校し、昭和 22 年に「東京都文京区立千駄木小学校」に改称した。

昭和 11 年に鉄筋コンクリート造の鉄筋第一校舎が落成し、昭和 36 年に体育館、昭和 43 年に鉄筋第二校舎、昭和 44 年に鉄筋第三校舎が落成した。その後、昭和 50 年には北側校舎が増築された。敷地西側には千駄木幼稚園、敷地南側には道路を挟んで文林中学校が隣接しており、周辺は閑静な住宅市街地に囲まれている。また、千駄木小学校敷地内に千駄木育成室、文林中学校敷地内に文林中学校育成室及び文林中学校第二育成室が設けられている。

建物の耐震性能を表す I_s 値（構造耐震指標）は、耐震ランク A（ I_s 値が 0.6 以上のもの）となっているが、昭和 11 年に建築された校舎は築後 80 年以上が経過しており、経年劣化等の状態を鑑みると、対策を講じる必要があると判断される。また、隣接する文林中学校及び千駄木幼稚園も築 50 年前後であり、同様に老朽化が進んでいる。

さらに、東日本大震災以後、文部科学省では避難所機能や防災対策の向上などへの対応を求めており、子どもたちの安全確保に加えて、地域の安全に資する公共建築としての改善が求められている。

令和 4 年 6 月には、文部科学省による「学校施設整備指針」が改定された。この指針改定の通知（4 文科施第 166 号 令和 4 年 6 月 28 日付）では「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）」を示しており、学校施設整備においては、新しい時代にふさわしい姿を目指していく必要がある。

このような状況に鑑み、今回、文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置して、改築のための基本構想の検討を行うこととした。

2 検討委員会の目的

検討委員会は、施設の老朽化等による千駄木小学校等の改築計画に伴い、地域環境、校地の特性等を考慮し、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設のあり方について検討することを目的とする。

Ⅱ 敷地等の現状

1 敷地の概要

(1) 千駄木小学校（千駄木育成室を含む）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 場 所 | 文京区千駄木五丁目 44 番 2 号 |
| ② 敷地面積 | 8,764 m ² |
| ③ 校舎延床面積 | 5,547 m ² |
| ④ 体育館面積 | 606 m ² |
| ⑤ 運動場面積 | 3,540 m ² |

(2) 文林中学校（文林中学校育成室及び文林中学校第二育成室を含む）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 場 所 | 文京区千駄木五丁目 25 番 10 号 |
| ② 敷地面積 | 8,319 m ² |
| ③ 校舎延床面積 | 4,841 m ² |
| ④ 体育館面積 | 723 m ² |
| ⑤ 運動場面積 | 3,478 m ² |

(3) 千駄木幼稚園

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 場 所 | 文京区千駄木五丁目 43 番 3 号 |
| ② 敷地面積 | 2,310 m ² |
| ③ 園舎延床面積 | 1,188 m ² |
| ④ 運動場面積 | 761 m ² |

2 敷地条件等

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| (2) 防火地域 | 準防火地域 |
| (3) その他地域地区 | 第三種高度地区 |
| (4) 法定建ぺい率 | 60% |
| (5) 法定容積率 | 300% |
| (6) 高さ限度 | 17m |
| (7) 日影規制 | 4 時間－2.5 時間 （測定面 4m） |

Ⅲ 施設整備の基本理念

1 基本構想検討に当たっての考え方

千駄木小学校は、閑静な住宅市街地に囲まれ、明治 42 年に当校の前身である「東京市千駄木尋常小学校」として開校して以来、学校、保護者、地域の方々が共に力を合わせて築き上げてきた長い歴史と伝統を有する小学校である。

特に、昭和 11 年に完成した鉄筋コンクリート造の鉄筋第一校舎は関東大震災後に建築された建物であり、昇降口の緩やかなアーチ状の梁、昇降口内外の横長連続窓、校庭側昇降口 2 階の弧を描いて張り出した意匠、階段室の縦長スリット窓及び塔屋等が特徴的な校舎である。また、増築された鉄筋第二校舎及び第三校舎は、鉄筋第一校舎に合わせたデザインとなっている。

昭和 11 年築の鉄筋第一校舎のほか、昭和 36 年に建築された体育館、昭和 43 年に建設されたプール及び鉄筋第二校舎、昭和 44 年に完成した鉄筋第三校舎、昭和 50 年に増築された北側校舎から成る学校施設は、施設全体の老朽化が進んでいる。加えて、児童数の増加に伴う教室不足等の課題があり、「学校施設整備指針」や「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）」により求められる多様な学習内容、学習形態への対応が難しく、児童を取り巻く教育環境の早急な改善が求められている。

今回の改築には、改定された「学校施設整備指針」及び「小学校学習指導要領」への対応はもとより、「文京区教育委員会教育指針（令和 2 年 3 月）」の考えを取り入れた学校づくりや、学校施設の地域への開放や避難所機能などを考慮した施設整備も求められている。

また、「文京区教育委員会教育指針」に基づき、効果的に敷地を活用するため、千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園、千駄木育成室、文林中学校育成室及び文林中学校第二育成室（以下、「小学校等」とする）の一体的な整備についての検討も行っていく必要がある。

これらを勘案して、敷地等諸条件の中で、歴史と伝統と校風が反映された、最良となる学校・幼稚園づくりが実現するよう、施設のあり方について検討を進めたものである。

2 施設整備の基本理念

(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校・幼稚園づくり

- ① 幼児・児童・生徒の主体的な活動を支援できるよう、各学年段階に応じて、学習・生活のために必要となる空間、学習・生活環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ② 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる施設整備を行う。
- ③ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力をはぐくみ、児童・生徒の主体的な活動及び自らの意思で学ぶことを支える質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ④ 教育上特別な支援を要する幼児・児童・生徒に配慮し、適切な指導及び支援を行うことができる施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な学校・幼稚園づくり

- ① 幼児・児童・生徒の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 幼児・児童・生徒の健康に配慮し、施設内の快適性を確保するため、日照、採光、通風等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 幼児・児童・生徒の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、手洗い水栓やトイレの個数及び配置等、保健衛生に配慮した施設整備を行う。
- ④ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、教育上特別な支援を要する幼児・児童・生徒にも配慮しつつ、防災性、防犯性など、安全性を備えた安心感のある施設整備を行う。
- ⑤ 幼児・児童・生徒をはじめ、すべての人々が利用しやすいようユニバーサルデザインを推進する施設整備を行う。
- ⑥ ZEB 化を推進する施設整備を行い、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用や地域の先導的な役割を果たす施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた学校・幼稚園づくり

- ① 地域のコミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図る。
- ③ 千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園の歴史、伝統、校風を保存・継承しつつ、地域の特性を活かした特色ある施設整備を行う。
- ④ 学校の地域開放等を行う場合は、幼児・児童・生徒の生活及び学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。
- ⑥ 障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえ、区の防災担当部局と調整の上、避難所機能を備えた施設整備を行う。

IV 施設全体の整備方針

1 校舎の整備方針

千駄木小学校の敷地は、東側は区道 1046 号線、南側は区道 865 号線に面している。周辺道路の幅員は 4 m 未満の箇所も多く、工事車両動線を計画するに当たって課題がある。なお、現在の敷地配置としては、北側に校舎及び千駄木育成室、東側に体育館及びプールがあり、敷地南側を校庭としている。

校舎の改築については、周辺道路の現況のほか、第一種中高層住居専用地域であることによる建物高さの規制があり、これらの都市計画や建築基準法等の諸条件の制約の中で、できうる限り敷地を有効活用するための工夫が必要である。

また前述のとおり、文林中学校及び千駄木幼稚園も老朽化が進んでいるため、今後の改築を見据えた施設整備が重要である。

そのため、本検討委員会では、千駄木小学校の改築に際し、小学校等の一時的な整備を行う方針とした。IV～VIIIに本校の目指す考え方を整理したが、

本校の敷地条件等や工事期間、学校運営及び周辺への影響等を総合的に判断し、一体的な改築の計画を進めていくものとする。

2 体育館及びプールの整備方針

今回の施設整備に当たっては、限られた敷地を有効に活用して施設整備を行う必要があるため、体育館を地階に設けることも有効である。

また、防災面において、体育館は今後も地区の防災拠点としての活用等が、プールは防火水槽として地域の防災資源となることが、それぞれ期待される。さらに、プールは地域開放利用も検討していく。

上記の状況等を勘案して、新たに整備する体育館及びプールは、最も使い勝手が良くなるよう配置を工夫し、動線確保や運営管理にも十分配慮した施設整備を行うものとする。

V 必要諸室等についての考え方

施設整備の基本理念に基づき、小学校等として必要な諸室についての検討を行った。これらの諸室についての考え方は、小学校等の施設整備のあり方の理想像を検討したものであり、建築諸条件や経費等を考慮したものではないが、諸条件を総合的に判断のうえ、設計の際に考慮していくものとする。

また、一体的改築を計画するにあたり、施設間の連携や体育館、プール等の施設の共有について検討し、設計をしていくことが重要である。

1 千駄木小学校及び文林中学校について

(1) 普通教室等について

- ① 小学校については、少人数指導等による学習に用いる教室を含め各学年5教室とする。中学校については、少人数指導等による学習に用いる教室を含め各学年3教室とする。
- ② 通級による指導のための関係室は、個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学

習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。

- ③ 学級に馴染めないと感じている児童・生徒の支援のための教室を整備する。なお、当該教室への動線は、普通教室への動線と分けた計画とすることが望ましい。
- ④ 普通教室等は、日照、通風、採光等、良好な環境条件を確保するため、位置、方位等に十分留意し、整備することが重要である。
- ⑤ 普通教室等の大きさは、児童・生徒の体格向上への配慮、多様な学習内容・学習形態への対応及び ICT 推進による 1 人 1 台端末に対応した教室機の配置が可能な広さを確保することが重要である。
- ⑥ 間仕切り壁を容易に移動可能なものとするなど、児童・生徒数の変動や日常的に展開される多様な学習内容、学習形態に対応できるよう整備することが重要である。

(2) 特別教室等について

- ① 理科教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室（中学校）、家庭科教室、技術教室（中学校）は、いずれも準備室を整備する。
- ② 音楽教室、図画工作教室及び理科教室は、学級数及び学年ごとの使用頻度を考慮し、小学校は 2 教室、中学校は 1 教室整備する。
- ③ 音楽教室は、近隣地域への影響に配慮し、防音仕様とすることが重要である。
- ④ 学年集会や放課後事業等、広く活用できる教室を整備することが重要である。なお、利用方法に応じ、適宜空間を分割することのできるよう計画することも有効である。
- ⑤ 多目的に使用できるホール等、一体的改築に際して施設間交流のためのスペースを整備することが望ましい。
- ⑥ 図書室は、児童・生徒数等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう、普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童・生徒の活動範囲の中心的位置に整備することが重要である。また、児童・生徒がその時々状態に応じて居場所にできる小空間を配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。
- ⑦ 教科の特質に応じて適切な大きさの教室を整備することが重要である。

- ⑧ 日本の伝統文化や国際文化の理解、交流のため、和室を整備することが望ましい。
- ⑨ 生徒会や委員会活動等のための特別活動室は、他の室・空間との役割分担を明確にしつつ、多様な活動に応じ必要となる規模の空間を、活動に適した位置に計画することが重要である。
- ⑩ 児童・生徒数の変動に伴う普通教室への転用を踏まえた動線計画とすることが望ましい。
- ⑪ 児童・生徒数の将来動向によっては、空き教室の地域開放や他の公共施設との複合化について検討する可能性があるため、地域住民等の利便性、運営管理上の機能性及び地域交流を考慮して計画することが重要である。

(3) 管理諸室について

- ① 校長室、職員室、保健室、給食室、事務室、会議室、主事室、教育相談室等を整備する。
- ② 校長室、職員室等の管理諸室は、屋外運動場（校庭）等の見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが重要である。
- ③ 職員室は、学級数に応じた教職員、講師、各種指導員等の数に対応できる広さを確保することが重要である。
- ④ 職員が休憩等に使用できる空間を職員室と一体に、又は隣接した位置に確保することが重要である。
- ⑤ 保健室は、屋内外の運動施設と連絡がよく、児童・生徒の出入りに便利な位置に配置することが重要である。
- ⑥ 教育相談室及び進路相談室（中学校）は、出入りが容易かつ落ちついて相談できる配置とすることが重要である。
- ⑦ 学校、家庭、地域が連携協力する場（地域学校協働活動）、PTA 及び同窓会活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ⑧ 学校の歴史的な資料を保存するための校歴室や、資料を掲示することができるオープンスペースを整備することが重要である。
- ⑨ 教材室は各階に1部屋ずつ配置することが望ましい。

（４）体育館、プール及び武道場（中学校）について

① 体育館について

- ・校舎とのバランスに配慮し、現状より可能な限り大きく整備することが重要である。
- ・更衣室、トイレ、運動器具庫等と一体的に整備することが重要である。
- ・アリーナ以外でも観覧できるように整備することが望ましい。
- ・地域開放を考慮し、学校関係者と地域開放利用者の出入口を分けるなど、動線、運営管理等に配慮して整備することが重要である。
- ・体育館機能を小学校と中学校で共有することも有効である。

② プールについて

- ・地域に開放する場合は、通年利用を想定して温水プールとして整備する。その場合、学校利用動線と地域開放利用動線を分けて整備する。
- ・地域に開放しない場合は、採光、日照等に配慮し、原則、最上階に設置する。また、雨天時にも使用できるよう可動式の屋根を整備するとともに、夏季以外には運動場として利用できるよう整備する。
- ・災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう整備することが望ましい。
- ・プール機能を小学校と中学校で共有することも有効である。

③ 武道場（中学校）について

- ・屋内運動場と一体的に又は隣接させて、屋外運動施設と移動しやすい位置に計画することが望ましい。
- ・練習中の発声、衝撃等に十分留意して計画することが重要である。

（５）運動場（校庭）について

- ① 運動場は、校舎の大きさや配置との兼ね合いもあるが、できる限り現状と同程度の面積を確保することが重要である。
- ② 運動場のトラックは、児童・生徒の体力を考慮し、各学年が安全に使用できるように整備することが重要である。
- ③ 運動場には体育倉庫を整備することが重要である。
- ④ 屋上に運動場を計画する場合は、手摺及びフェンス等の安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、ボール等の落下などによる周

辺地域への影響に十分留意することが重要である。

- ⑤ 運動場には日影となる空間を整備することが望ましい。
- ⑥ 校庭を小学校と中学校で共有することも有効である。

（６）避難所機能について

- ① 防災備蓄倉庫を整備する。整備に当たっては、区の防災担当部局と連携して想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。なお、校舎内に整備した場合も、外部から直接荷物を搬出入できることが望ましい。
- ② 障害者、高齢者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレ等を整備することが重要である。
- ③ 災害時に断水等で便器が使用できなくなることも考慮し、マンホールトイレの整備など、複数の対策を組み合わせ、必要な数のトイレを確保することが重要である。
- ④ 災害時に電力の供給がストップした時の対策として、停電時も自家発電できる設備の強化を図ることが重要である。
- ⑤ 災害時の飲料水確保として、必要十分な有効水量を貯留できる受水槽を整備することが重要である。
- ⑥ 災害時の非常用水として、雨水を活用した貯水設備を整備することが重要である。
- ⑦ 児童・生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。
- ⑧ 多目的教室等の広く活用できる教室を、避難所の一部としても使用できるよう、配置等を工夫することが望ましい。
- ⑨ 災害時の使用を想定して、シャワーを整備することも有効である。

２ 千駄木幼稚園について

（１）園舎について

- ① 小学校及び中学校との交流を踏まえつつ、現在の教育環境をできる限り維持するため、小学校及び中学校とは独立した建物として整備することとする。
- ② 「文京区教育委員会教育指針」、「文京区地域保健福祉計画（令和３年３

月)」及び「幼稚園型認定こども園について（令和5年8月）」に基づく認定こども園への移行を想定し、認定こども園に必要な諸室を整備する。

- ③ 同学年は同一階の配置とする。
- ④ 遊戯室などのホールの他に、行事等でクラスを横断した活動ができる広さを確保したスペースを整備することが望ましい。
- ⑤ 管理室は、園長室、職員室、保健室、会議室、相談室、更衣室、職員休憩室（長時間保育に対応するため）、主事室等を整備する。
- ⑥ 調理室は園児全員の給食が提供できる広さを確保する。
- ⑦ PTA 活動の拠点となる場等を整備することが重要である。
- ⑧ 乳幼児（1・2歳児）が使用するタオルや足ふきマット等を洗うための洗濯機室を整備する。
- ⑨ 乳幼児が利用するトイレには、シャワー機能を整備することが重要である。
- ⑩ 夏場のプール遊びにも対応できるように、乳児保育室前に給水・給湯設備を配置した活動スペースを確保することが重要である。
- ⑪ 教材室は各階に1部屋ずつ設置することが望ましい。

（2）園庭等について

- ① 園庭の整備に当たっては、既存の土の園庭を継承するとともに、既存の樹木を可能な限り保存するものとする。
- ② 園庭は、現状と同程度確保することが重要である。また、園児と児童・生徒との接触などの危険を避けるため、園庭と校庭は分けて整備することが重要である。
- ③ 園庭に設置する遊具については、乳幼児の成長段階に応じて使用できるものを配置することが重要である。

3 育成室について

- ① 小学校の敷地内等、小学校からの登室動線を考慮した配置とする。
- ② 敷地外からの利用者も想定し、敷地内の安全と動線に配慮する。
- ③ 現状と同じ室数を整備することを基本とするが、利用者の状況を踏まえ、柔軟に活用できる施設整備とすることが重要である。
- ④ 可能な限り広いスペースを確保することが重要である。

- ⑤ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を整備する。
- ⑥ 保護者と職員の面談室を整備することが望ましい。
- ⑦ 嘔吐時等の衛生確保に使用できるよう、シャワー室（多機能トイレにシャワー機能を整備する代替も可能）を1か所設置することとする。
- ⑧ 学校及び放課後全児童向け事業と育成室の連携を踏まえて整備することが望ましい。

VI その他

（１）豊かな生活環境の確保について

- ① 木材の積極的な活用により、快適で温かみのある生活空間（リビング空間）として整備することが重要である。
- ② 天井高にゆとりを持った計画とすることが望ましい。
- ③ 教室以外の居場所として、屋内外にベンチ等を整備することも有効である。
- ④ トイレは明るい印象になるよう整備することが重要である。
- ⑤ ビオトープや飼育小屋等、自然及び動物に触れることができる環境を整備することが重要である。

（２）歴史と伝統の継承について

- ① 千駄木小学校の玄関のアーチや昇降口から校庭に伸びる直線的な意匠等、歴史の面影を感じる外観意匠は、継承することが望ましい。
- ② 千駄木小学校既存プール北側の桜の木（開校 100 周年記念樹）及び文林中学校正門横の梅の木（創立 45 周年記念樹）は、保存することとする。
- ③ 文林中学校のたんぽぽ庭園から感じられる緑豊かな雰囲気を経営することが望ましい。

（３）安全性への配慮について

- ① すべての人々が利用しやすいようユニバーサルデザインを推進することが重要である。
- ② 幼児・児童・生徒の生活動線については、安全性を確保した計画とする。

特に、運動施設については、幼児及び低学年児童の安全性に配慮する。

(4) 地域への配慮について

- ① 来校者のため、駐輪場を整備することが望ましい。
- ② 夜間の校庭利用を想定して、校庭に照明を設置することが望ましい。
- ③ 千駄木小学校敷地及び文林中学校敷地間の道路に面した外構部については、地域交流のため、防犯性のみならず視認性を兼ね備えたフェンスの整備が重要である。
- ④ 防災機能強化のため、道路に面した外構部は、緊急車両の通行に配慮した計画とすることが重要である。

(5) 環境への配慮について

- ① 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、屋根や外壁の断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。
- ② 環境教育における観点から、校舎の屋上等を緑化することや、太陽光発電設備を整備することが重要である。その際、環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。
- ③ ZEB 基準の水準のエネルギー性能の確保を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入することが重要である。

VII 工事期間中の対応等について

1 千駄木小学校及び文林中学校について

(1) 仮設校舎について

新校舎建設中は、旧校舎を取り壊すため、仮設校舎が必要になる。仮設校舎については、自校方式と他所に確保する2通りの方法があるが、他所に適地を確保することは極めて難しい状況にある。

したがって、現在の敷地を有効活用して、仮設校舎を敷地内に建設する自校方式を採らざるを得ない。その際、仮設校舎については可能な限り使用期間を短縮し、工事期間中も、児童・生徒の教育環境が確保できるよう最大限に配慮するものとする。

また、小学校、中学校及び幼稚園の一体的改築になるため、工事手法の工夫により、既存校舎等の一部を活用しながら建設工事を行うことも有効である。

なお、今後、仮設校舎を建設できる区有地及び利用可能な公有地が確保できた場合には、敷地外に仮設校舎を建設することについて、関係各課と協議する。

(2) 運動場（校庭）及びプールについて

運動場に仮設校舎を建設すると、運動場及びプールが使用できなくなるため、工事期間中は、運動場及びプールの代替地として、近隣小・中学校や公共施設等の運動場及びプールを使用することができるように関係各課と協議する。

また、工事期間中については、安全には十分に配慮した上で現在の校舎の屋上等を活用するなど、児童・生徒の運動の場の確保に努める。

なお、小学校、中学校及び幼稚園の一体的改築になるため、工事手法の工夫により、小学校又は中学校の既存校庭を施設間で共有しながら建設工事を行うことも有効である。

(3) 体育館について

既存の体育館は、工事手法、工程等を工夫し、新しい体育館が使用できるようになるまで使用することを基本とする。

(4) 給食室について

給食室は、工事期間中も学校給食を実施できるよう計画する。

2 千駄木幼稚園について

- ① 小中学校同様、仮設園舎を敷地内に建設することを原則とするが、今後、仮設園舎を建設できる区有地及び利用可能な公有地が確保できた場合には、敷地外に仮設園舎を建設することについて、関係各課と協議する。
- ② 工事期間中も現在の保育定員が確保できるよう配慮する。

3 育成室について

育成室は、安全性を担保したうえで、継続した保育環境が確保されるよう配慮する。

4 工事期間中の配慮について

(1) 幼児・児童・生徒への配慮

安全の確保について万全を期するとともに、教育環境への影響をできる限り抑えられるよう、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。

(2) 周辺地域への配慮

周辺地域の負担ができる限り軽減されるよう、工事手法、工程において最大限に配慮するものとする。また、工事車両が生活道路を通過することによる周辺地域の生活環境への影響を、可能な限り軽減するべく計画することが重要である。

Ⅷ 千駄木小学校等の施設整備に向けて

1 設計契約におけるプロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式とは、業者から設計方法の提案を受けて審査を実施し、総合的に判断して業者を選定する方式である。選定のために一定の期間はかかるが、この方式を採用することによって、経費だけで選定するよりも、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができることから、設計契約に当たっては、プロポーザル方式を採用する方針とする。

2 基本設計・実施設計に向けて

基本設計・実施設計に際しては、本報告書を踏まえた設計を行う。

3 想定スケジュール

想定される設計・工事期間は、基本・実施設計が約2年、工事期間については、すべての施設における新校舎建設工事の外、仮設校舎建設、解体工事、校庭整備等が完了するまでに相当程度の期間を要することが想定されるが、設計の中で可能な限りの短縮を検討することとする。

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

2019 文教教学第 1265 号令和 2 年 1 月 31 日教育長決定

改正 2021 文教教学第 609 号令和 3 年 4 月 1 日教育長決定

改正 2023 文教教学第 250 号令和 5 年 4 月 1 日教育長決定

(目的)

第 1 条 施設の老朽化に伴う文京区立千駄木小学校等の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の対応について。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 30 人以上をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長、教育推進部児童青少年課長、企画政策部企画課長、施設管理部整備技術課長の職にある者
- (2) 千駄木小学校校長の職にある者
- (3) 文林中学校校長の職にある者
- (4) 千駄木幼稚園園長の職にある者
- (5) 千駄木小学校 P T A 1 人
- (6) 文林中学校 P T A 1 人
- (7) 千駄木幼稚園 P T A 1 人
- (8) 千駄木育成室父母会 1 人
- (9) 文林中学校育成室父母会 1 人
- (10) 文林中学校第二育成室父母会 1 人

(11) 学校運営協議会 1人

(12) 地域学校協働本部 1人

(13) 千駄木小学校同窓会 1人

(14) 通学区域内町会・自治会関係者 10人以内

(15) 汐見青少年健全育成会 1人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第2条に定める事項を報告する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。

3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

（招集）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	八 木 茂 (第 1 回～第 5 回)
		新 名 幸 男 (第 6 回～)
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	木 村 健 (第 1 回～第 5 回)
		中 川 景 司 (第 6 回～)
委 員	千駄木小学校 P T A	蔵 英 和 (第 1 回～第 5 回)
		村 木 陽 介 (第 6 回～)
委 員	文林中学校 P T A	大 井 明 彦
委 員	千駄木幼稚園 P T A	宮 下 由 子 (第 1 回)
		長 沼 阿 希 代 (第 2 回～第 5 回)
		高 橋 あ す か (第 6 回～)
委 員	千駄木育成室父母会	中 田 順 子 (第 1 回)
		武 井 彩 子 (第 2 回～第 5 回)
		神 辺 正 規 (第 6 回～)
委 員	文林中学校育成室父母会	高 岡 尚 子 (第 1 回)

		藤 井 隆 弘 (第2回～第5回)
		鈴 木 悠 介 (第6回～)
委 員	文林中学校第二育成室父母会	沖 元 享 正 (第1回～第6回)
		神 部 政 文 (第7回～)
委 員	学校運営連絡協議会(～令和5年3月) 学校運営協議会(令和5年4月～)	中 村 啓
委 員	地域学校協働本部	大 脇 邦 枝 (第1回)
		島 津 威 仁 (第2回～第5回)
		小 野 祥 一 (第6回～)
委 員	千駄木小学校同窓会	舟 橋 菊 男
委 員	通学区域内町会・自治会(千駄木東林町会)	高 橋 毅 喜 (第1回～第8回)
		梅 本 由 香 (第9回～)
委 員	通学区域内町会・自治会(千駄木西林町会)	松 本 正
委 員	通学区域内町会・自治会(千駄木三丁目北町会)	菅 完 治
委 員	通学区域内町会・自治会(上動五三会)	藤 森 源 弥
委 員	通学区域内町会・自治会(動坂中町会)	富 永 修 紀
委 員	通学区域内町会・自治会(動坂町会)	内 藤 マ リ 子
委 員	汐見青少年健全育成会	相 澤 夏 紀

委 員	千駄木小学校校長の職にある者	山 口 麻 衣
委 員	文林中学校校長の職にある者	宮 入 祥 郎 (第 1 回)
		杉 山 直 之 (第 2 回 ~)
委 員	千駄木幼稚園園長の職にある者	渡 邊 典 子 (第 1 回)
		多 比 良 由 恵 (第 2 回 ~)
委 員	教育推進部副参事の職にある者	岩 田 雅 治 (第 1 回)
		宮 原 直 務 (第 2 回 ~)
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	赤 津 一 也
委 員	教育推進部児童青少年課長の職にある者	石 川 浩 司 (第1回～第5回)
		鈴 木 大 助 (第 6 回 ~)
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	新 名 幸 男 (第1回～第2回)
		横 山 尚 人 (第 3 回 ~)
委 員	施設管理部整備技術課の職にある者	川 西 宏 幸 (第 1 回)
		大 畑 幸 代 (第 2 回 ~)
学 識 経 験 者	株式会社 教育環境研究所理事長 東洋大学名誉教授 (工学博士)	長 澤 悟

文京区立千駄木小学校等改築基本構想検討委員会開催経過

回数	実績
第1回 (令和3年12月10日)	・改築基本構想検討委員会について ・改築基本構想検討委員会の進め方について ・千駄木小学校の現状について
第2回 (令和4年5月18日)	・改築の是非について
第3回 (令和4年10月5日)	・前回議論での意見について ・小学校・中学校・幼稚園の現状について ・改築の範囲について
第4回 (令和4年12月23日)	・前回提示された検討課題について -道路を廃止する場合の手続き -配置想定 -施設併設型・一体型小中学校等の先進事例
第5回 (令和5年3月22日)	・改築範囲の決定について ・今後のスケジュールについて
第6回 (令和5年5月23日)	・改築基本構想検討委員会の進め方について ・千駄木幼稚園の認定こども園化について ・必要諸室の考え方について ・仮設計画について
第7回 (令和5年7月22日)	・学校視察（文京区立誠之小学校・文京区立第六中学校）
第8回 (令和5年8月26日)	・学校視察（文京区立明化小学校・文京区立明化幼稚園）
第9回 (令和5年10月11日)	・千駄木小学校等改築に係るグループワーク
第10回 (令和6年1月12日)	・報告書（素案）について
第11回 (令和6年3月26日)	・報告書（案）について